

証券コード：3900
2023年12月5日
(電子提供措置の開始日 2023年11月29日)

株主各位

東京都渋谷区恵比寿4-20-3
株式会社クラウドワークス
代表取締役社長 吉田 浩一郎

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://crowdworks.co.jp/ir/stockholders_meeting/

上記の当社ウェブサイトへアクセスいただき、「第12期定時株主総会招集ご通知」を選択のうえ、ご覧ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書用紙の郵送又はインターネットにより事前に議決権をご行使いただけます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年12月20日（水曜日）午後7時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年12月21日（木曜日）午前10時（午前9時30分開場）

2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号 エビススバルビル
EVENT SPACE EBIS303 カンファレンススペースB、C 5階
（末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 株主総会目的事項

- 報告事項**
1. 第12期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役8名選任の件
 - 第3号議案 当社と株式会社グルトとの吸収合併契約承認の件

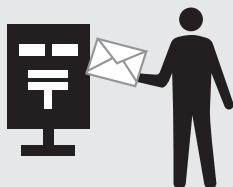
以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、議案につきまして賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎ 代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する他の株主1名を代理人として委任する場
合に限られます。なお、同代理人は、本人の議決権行使書用紙に加え、代理権を証明する書面のご提出
が必要となります。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていた
だきます。
 - ◎ 本総会においては、おみやげ並びにお飲み物の配布及び懇親会の開催はいたしません。予めご了承ください。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

議決権行使期限

2023年12月20日(水曜日)
午後7時到着分まで

インターネット等による議決権行使



次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください ▶

議決権行使期限

2023年12月20日(水曜日)
午後7時まで

株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2023年12月21日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)

議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取扱うこととさせていただきます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

 **0120-173-027**

(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る



議決権行使書用紙副票 (右側)

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙副票 (右側) に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2.以降は画面の案内に従って賛否を選択ください。

① ご注意

- ・ 毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- ・ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用 (インターネット接続料金、通信料金等) は、株主様のご負担となります。

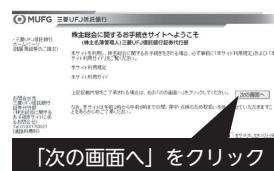
議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様 (常任代理人様を含みます。) につきましては、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

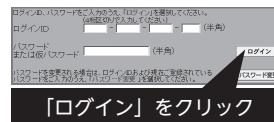
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の副票 (右側) に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード (確認用)」 の両方を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

～ご来場される株主様へのお願い～

- ・本総会においては、おみやげ並びにお飲み物の配布及び懇親会の開催はいたしません。予めご了承ください。
- ・当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみをしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。

～株主総会動画ライブ配信のご案内～

当日、本株主総会にご出席いただけない株主様のために、本株主総会の様子は、ウェブ会議システムZoomビデオウェビナーを利用してライブ配信を行う予定です。ご視聴を希望される株主様は、下記の手順に従い、ご視聴ください。

■事前のご準備

- ・ご視聴いただくには、事前のご登録が必要となります。事前の登録方法につきましては、以下の当社ウェブサイトに掲載いたします。記載内容にしたがい登録をお願いいたします。
https://crowdworks.co.jp/ir/stockholders_meeting/
- ・下記URLより、ご利用になる端末に合わせたZoomのアプリケーションをインストールしてください。
<https://zoom.us/>
- ・インストール方法を含む事前のご準備の方法についてのご質問にはお答えしかねますのでご了承ください。

■当日の視聴方法

- ・インターネットブラウザをご用意いただき、前掲のご準備で受信された電子メールに記載されているリンクにアクセスしてください。
- 公開日時：2023年12月21日（木曜日）午前9時30分
- ・詳細な視聴方法及び視聴時の注意事項につきましては、前掲の当社ウェブサイトをご確認ください。

【インターネット参加における注意事項】

- ・インターネット参加によりライブ中継をご覧になることは会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、インターネット参加を通じて株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできません。インターネット参加される株主様は、議決権行使書用紙の郵送又はインターネットにより事前の議決権行使をお願いいたします。
- ・ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、速度接続等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので予めご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ・今後の状況により、ライブ配信できなくなる可能性があります。配信可否や状況等につきましては、随時当社ウェブサイト等によりご案内してまいりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

1. 企業集団の概況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス拡大による社会経済活動の制約が解消され、国内経済は徐々に持ち直しが期待されております。一方、世界的な情勢不安や物価上昇などにより国内外の経済的な見通しは不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境においては、日本の構造的な人手不足による企業における採用難、物価上昇に伴う家計リスクの増大に起因する新たな収入源確保の動きがより一層活発にみられています。政府は労働移動の円滑化を目的として、企業における副業者や兼業者の活用を推進する施策を実行し、またフリーランスを企業と同じ「独立した意思のある存在」として認める特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が2024年秋頃までを目途に施行される見込みです。コロナ禍以降の企業や個人の働き方に関する価値観がさらに多様化した中で、企業においてもフリーランス・副業等の人材を活用した生産性向上の動きもみられ始めています。

こうした流れは当社グループにとって追い風であり、2023年9月末時点で登録ユーザー数は588.6万人（前年同期比+61.1万人）、登録クライアント数は93.3万社（前年同期比+8.4万社）となりました。

当社グループは「個のためのインフラになる」というミッションのもと、中長期目標「売上総利益CAGR20%以上10年継続」を追加し、当連結会計年度から新たに売上高300億円、EBITDA (Non-GAAP) 25億円、営業利益年間成長率+10%以上に向けた中期経営目標「YOSHIDA300」を掲げました。その実現に向けて、既存事業では主軸であるマッチング事業のアカウントセールス体制によるクライアント1社あたりの契約単価向上及び売上・利益の拡大並びにSaaS事業の成長、M&Aでは当社グループの主軸であるマッチング事業と親和性が高い事業への規律ある投資、人材育成では研修を通じた次期経営人材の輩出、そして人的資本経営による企業価値向上に取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高は13,210,655千円（前年同期比24.9%増）、営業利益は1,153,536千円（前年同期比23.7%増）、経常利益は1,238,339千円（前年同期比30.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,096,574千円（前年同期比36.6%増）となりました。

セグメント業績については、次のとおりであります。

(i) マッチング事業

当連結会計年度のマッチング事業においては、採用した人材と継続的な広告投資による新規顧客獲得によって、GMV（流通取引総額）・売上高・売上総利益は順調に推移したほか、生産性向上にも引き続き取り組んだことで過去最高益を計上いたしました。

この結果、取引額の総額を示すGMV（流通取引総額）は 22,929,436千円（前年同期比19.3%増）、売上高は12,755,174千円（前年同期比23.4%増）、売上総利益は 5,690,112千円（前年同期比24.3%増）、セグメント利益は1,322,535千円（前年同期比11.9%増）となりました。

(ii) ビジネス向けSaaS事業

当連結会計年度のビジネス向けSaaS事業においては、引き続き大企業クライアントの開拓やマーケティングの強化による新規の顧客開拓に注力したほか、カスタマーサクセスに伴う契約単価の向上を図りました。

この結果、売上高及び売上総利益は421,717千円（前年同期比82.1%増）となり、セグメント損失は197,907千円（前年同期のセグメント損失は223,566千円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は6,172千円であります。その主な内容は事業所設備等であります。これらの設備投資は、全社共通のものとなります。

③ 資金調達状況

当連結会計年度においては、運転資金を目的として、短期借入金600,000千円を調達いたしました。

事業報告

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第9期 (2020年9月期)	第10期 (2021年9月期)	第11期 (2022年9月期)	第12期 (当連結会計年度) (2023年9月期)
売上高 (千円)	8,728,350	7,769,472	10,574,552	13,210,655
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△311,993	645,191	946,817	1,238,339
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△53,347	-	802,873	1,096,574
当期純利益 (千円)	-	622,421	-	-
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△3.51	40.84	52.60	71.23
総資産 (千円)	5,108,916	6,201,268	7,638,497	9,995,020
純資産 (千円)	3,127,226	3,794,564	4,666,240	6,039,056
1株当たり純資産額 (円)	205.38	247.53	299.66	372.95

(注) 第9期、第11期及び第12期は連結計算書類を作成しております。

(3) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
Peaceful Morning株式会社	1,600千円	100%	RPAに関する専門メディア「RPA HACK」の運営等
株式会社シューマツワーカー	100,000千円	62.67%	副業マッチングプラットフォームの運営

- (注) 1. Peaceful Morning株式会社は、当社が2022年10月14日付で既存株主からの譲り受けにより発行済株式の100%を取得し、当社の完全子会社となりました。
2. 株式会社シューマツワーカーは、当社が2023年4月5日付で既存株主からの譲り受け及び第三者割当増資の引き受けにより発行済株式の62.67%を取得し、当社の連結子会社となりました。
3. 前連結会計年度末において連結子会社であったコデアル株式会社は当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

②当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、継続的な成長実現のため、以下の事項を重要課題として取り組んでまいります。

(i) サービスの安全性及び健全性の確保

当社が運営する「クラウドワークス」では、不特定多数のユーザー同士が自由にメッセージ機能を利用して取引を行います。ユーザーが安心・安全に取引を行える場を提供するため、不正利用や違反行為などに対する監視体制強化に継続的に取り組んでまいります。

(ii) 人材の育成

当社はミッション「個のためのインフラになる」実現のために、人への投資は重要な課題と考えています。新たに採用した人材の育成並びに体制整備のため、企業文化の浸透を目的とした「CW Culture」及び「パーパス経営」フレームワークを通じて、当社のミッションと個人の働く目的や社会的な意義を接続するとともに、日々の業務課題に対する生産性向上をはじめとする様々なポリシーやソリューションの共有により、社員それぞれが「個」として成長できる枠組みを運営しています。引き続き、社員一人一人がより一層活躍できる組織体制を整えてまいります。

(iii) 認定ワーカーの確保

当社のマッチング事業拡大において、認定ワーカー及びハイスキル・ハイクラスのフリーランスや副業ワーカーの確保が重要と考えています。そのため、メディアに向けた積極的な広報活動に加え、インターネットを活用したマーケティングや広告活動により、認知度向上の取り組みを引き続き強化してまいります。また、当社が運営する「みんなのカレッジ」を通じては、ワーカーにも学びの場を提供しており、ワーカーコミュニティの育成に引き続き取り組んでまいります。

(iv) M&Aとシナジーの創出

中長期目標の達成に向けて、マッチング事業と周辺領域の事業基盤をより強化し発展させるため、M&Aに注力しています。中でも当社グループが保有する国内最大級のクライアント・ワーカーデータベースを活用し、シナジーを生み出す企業等のM&Aを積極的に推進してまいります。

事業報告

(v) 内部管理体制の強化

更なる事業拡大を推進し、企業価値を向上させるためには、効率的な業務遂行体制を基盤としながら、内部管理体制を強化していくことが重要な課題であると認識しています。社員に対する研修等を行うことで内部管理体制の強化及びコンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

事業区分	事業内容
マッチング事業	クラウドソーシングサービスの運営
ビジネス向けSaaS事業	企業向け業務管理ツールの提供

(6) 主要な営業所 (2023年9月30日現在)

事業所名	所在地
本社	東京都渋谷区
不動前営業所	東京都品川区
大阪営業所	大阪府大阪市
福岡営業所	福岡県福岡市

(7) 従業員の状況 (2023年9月30日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
374名	117名増

(注) 上記従業員数には、使用人兼取締役及び臨時従業員数（アルバイト・パートタイマー・派遣社員）を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

借入先	借入残高
楽天銀行株式会社	300,000千円
株式会社みずほ銀行	205,660千円
株式会社日本政策金融公庫	130,695千円

(9) その他企業集団の概況に関する重要な事項 (2023年9月30日現在)

該当事項はありません。

2.株式に関する事項 (2023年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数	40,000,000株
(2) 発行済株式の総数	15,509,960株
(3) 株主数	4,401名
(4) 大株主の状況 (上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
	株	%
吉田 浩一郎	3,738,840	24.11
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,489,700	16.05
株式会社サイバーエージェント	1,514,100	9.76
THE BANK OF NEW YORK 133652	608,000	3.92
住友生命保険相互会社	491,000	3.17
BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND	425,700	2.74
野村 真一	345,000	2.22
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	318,600	2.05
BBH FOR GRANDEUR PEAK GLOBAL OPPORTUNITIES FUND	246,200	1.59
野村信託銀行株式会社 (投信口)	228,400	1.47

(注) 持株比率は、自己株式 (124株) を控除して計算しております。

3.新株予約権等の状況 (2023年9月30日現在)

(1) 当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称	第11回新株予約権
発行決議日	2021年12月24日
付与日	2022年1月14日
新株予約権の数	185個
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	18,500株
新株予約権の払込価額	1株当たり1,049円 (注) 2
新株予約権の行使価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 2022年1月15日 至 2032年1月13日
新株予約権の行使の条件	(注) 3
保有人数	2名

- (注) 1. 当社取締役には、社外取締役は含みません。
2. 当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺するものとします。
3. 第11回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者は、次の各号に掲げる期間において、新株予約権を行使することにより行使された新株予約権の総数が、割り当てられた新株予約権の総数に次の割合を乗じた数（但し、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち1個未満の部分については切り上げるものとする。）を上限に行使することができる。
- (a) 割当日から割当日後1年を経過する日まで 3分の1
- (b) 割当日後1年を経過した日から割当日後2年を経過する日まで 3分の2
- (c) 割当日後2年を経過した日から行使期間の満了日まで 3分の3
- ③本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。
- (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (b) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
- (c) 当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
- (d) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に

事業報告

- 照らし権利行使を認めることが相当でないとする取締役会が認めた場合
- (e) 死亡した場合
- (f) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

新株予約権の名称	第12回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
発行決議日	2021年12月24日	2022年9月7日	2023年8月21日
付与日	2022年1月7日	2022年9月27日	2023年9月15日
新株予約権の数	913個	1,440個	1,500個
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	91,300株	144,000株	150,000株
新株予約権の払込価額	6,700円	2,400円	2,500円
新株予約権の行使価額	1株当たり1,158円	1株当たり1,476円	1株当たり1,327円
新株予約権の行使期間	自 2023年1月1日 至 2032年1月13日	自 2024年1月1日 至 2032年9月26日	自 2025年1月1日 至 2033年9月14日
新株予約権の行使の条件	(注) 2	(注) 3	(注) 4
交付者数	当社取締役7名 当社従業員5名	当社取締役9名 当社従業員4名	当社取締役6名 当社従業員8名

- (注) 1. 当社は、取締役会において、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権の発行を決議いたしました。
2. 第12回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2022年9月期及び2023年9月期の事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上総利益が、下記に定める水準を充たした場合にのみ、それぞれに定められている割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、当該行使可能割合の計算において、行使が可能となる新株予約権の個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (a) 2022年9月期の売上総利益が4,500百万円を超過した場合：行使可能割合 30%
- (b) 2023年9月期の売上総利益が5,600百万円を超過した場合：行使可能割合 100%

また、上記における売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑥新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。

(a) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(b) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合

(c) 当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合

(d) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないとして取締役会が認めた場合

(e) 死亡した場合

(f) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

3. 第14回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2023年9月期及び2024年9月期の事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上総利益が、下記に定める水準を充たした場合にのみ、それぞれに定められている割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、当該行使可能割合の計算において、行使が可能となる新株予約権の個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a) 2023年9月期の売上総利益が5,900百万円を超過した場合：行使可能割合 30%

(b) 2024年9月期の売上総利益が7,400百万円を超過した場合：行使可能割合 100%

また、上記における売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑥新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。

(a) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(b) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合

(c) 当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合

(d) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないとして取締役会が認めた場合

(e) 死亡した場合

- (f) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
4. 第15回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2024年9月期から2026年9月期のいずれかの事業年度において、当社のEBITDAが2,500百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記におけるEBITDAは、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には、損益計算書。以下同様。）及び連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、キャッシュ・フロー計算書。以下同様。）等に記載された営業利益に減価償却費、のれん償却費、株式報酬費用を加算した額とする。
 - また、上記におけるEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書等に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
 - ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑥新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。
 - (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または退職・辞任した場合
 - (c) 当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
 - (d) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないとして取締役会が認めた場合
 - (e) 死亡した場合
 - (f) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

4.会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年9月30日現在)

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
吉田 浩一郎	代表取締役社長	CEO 株式会社ZOOEE 代表取締役社長
大類 光一	取締役 常務執行役員	COO
月井 貴紹	取締役執行役員	Peaceful Morning株式会社 取締役 株式会社シューマツワーカー 監査役
野村 真一	取締役執行役員	株式会社グルト 代表取締役
竹谷 祐哉	取締役	社外 株式会社Gunosy 代表取締役社長
増山 雅美	取締役	社外
新浪 剛史	取締役	社外 サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長 経済同友会 代表幹事
向井 博	常勤監査役	社外
江原 準一	監査役	社外 株式会社リブセンス 監査役 スローガン株式会社 社外監査役
池田 康太郎	監査役	社外 新日本パートナーズ法律事務所 事務所代表

- (注) 1. 取締役竹谷祐哉氏、増山雅美氏及び新浪剛史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役向井博氏、江原準一氏及び池田康太郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、社外取締役竹谷祐哉氏、増山雅美氏、新浪剛史氏、社外監査役向井博氏、江原準一氏及び池田康太郎氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 社外監査役江原準一氏は、会計事務所での勤務及び長年に渡り経理・財務業務に携わってきた経験より、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 社外監査役池田康太郎氏は、弁護士の資格を有しており、専門的な知識と経験を有するものであります。
 6. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	重要な兼職の状況		異動年月日
	変更後	変更前	
竹谷 祐哉	株式会社Gunosy 取締役	株式会社Gunosy 代表取締役社長	2023年12月1日 (予定)

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況等
成田 修造 (戸籍名：玉谷修造)	2022年12月22日	任期満了	取締役執行役員 兼 CINO 株式会社OPTION 取締役 コデアル株式会社 取締役
田中 優子 (戸籍名：小林優子)	2022年12月22日	任期満了	取締役執行役員 株式会社スペースマーケット 社外取締役（監査等委員） 株式会社サーバーワークス 社外取締役（監査等委員） コデアル株式会社 監査役
伊藤 潤一	2023年4月30日	辞任	取締役執行役員 兼 CHRO 株式会社エルテス 社外取締役 アップセルテクノロジー株式会社 社外取締役

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬

①取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月24日開催の取締役会において任意の指名・報酬委員会の設立を決議し、当該指名・報酬委員会における答申内容を踏まえ、2022年9月27日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の決定方針につき、その内容の更新を決議しております。取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の役員の報酬等については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社役員に求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系となるように設計するものとする。

報酬は、固定報酬の金銭報酬に加え、非金銭報酬として株式報酬型ストック・オプションで構成する。

なお、取締役の報酬額に関する株主総会の決議年月日は2019年12月20日であり、その内容は取締役の報酬額の総額を年額200百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）とするものであり、これを金銭報酬の限度とする。非金銭報酬の報酬額に関する株主総会の決議年月日は2021年12月22日であり、その内容は取締役のストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額の総額を年額100百万円以内且つ100,000株以内とするものであり、これを非金銭報酬の限度とする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬(募集株式及び募集新株予約権等を含む金銭以外のもの)等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、株式報酬型ストック・オプションとし、株主との一層の価値共有を進めるといふ目的のものであることを踏まえ、役位、職責、在任年数、当社の業績、決定時点の当社株価、金銭報酬の額等を考慮しながら、総合的に勘案して株式数その他条件を決定するものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬は、固定報酬の金銭報酬に加え、非金銭報酬として株式報酬型ストック・オプションで構成する。非金銭報酬の割合については、取締役の役位、職責、業績貢献等を踏まえ、事前に指名・報酬委員会の審議のうえ、取締役会決議によって、決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については指名・報酬委員会の審議及び答申を踏まえ、取締役会決議によって、決定するものとする。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役会の決議により選任された3名以上の取締役で構成され、その過半数を独立社外取締役が占めるものとする。

6. 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬額については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定にかかる基本方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が最大限尊重されていることを確認していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の種類別の総額 (千円)		報酬等の総額 (千円)
		金銭報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	10 (3)	140,250 (20,400)	73,896 (2,142)	214,146 (22,542)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	12,600 (12,600)	— —	12,600 (12,600)
合計 (うち社外役員)	13 (6)	152,850 (33,000)	73,896 (2,142)	226,746 (35,142)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年12月20日開催の第8期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額200,000千円以内 (うち社外取締役分は年額30,000千円以内) と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名 (うち社外取締役3名) です。この他、2021年12月22日開催の第10期定時株主総会において、取締役に対して、報酬として新株予約権 (ストック・オプション) を年額100,000千円の範囲で、付与することにつき決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名 (うち社外取締役3名) です。
2. 監査役の報酬限度額は、2014年12月25日開催の第3期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額50,000千円と決議されております。当該定時株主総会終結時の監査役の員数は3名です。
3. 当事業年度末現在の人員数は、取締役7名 (うち社外取締役3名)、監査役3名 (うち社外監査役3名) であります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職先の法人等	兼職の内容
社外取締役	竹谷 祐哉	株式会社Gunosy	代表取締役社長
社外取締役	増山 雅美		
社外取締役	新浪 剛史	サントリーホールディングス株式会社	代表取締役社長
社外監査役	向井 博		
社外監査役	江原 準一	株式会社リブセンス スローガン株式会社	監査役 社外監査役
社外監査役	池田 康太郎	新日本パートナーズ法律事務所	事務所代表

- (注) 1. 株式会社Gunosy、サントリーホールディングス株式会社、株式会社リブセンス、スローガン株式会社及び新日本パートナーズ法律事務所との間に特別な関係はございません。
2. 当事業年度末日後に生じた社外取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	重要な兼職の状況		異動年月日
	変更後	変更前	
竹谷 祐哉	株式会社Gunosy 取締役	株式会社Gunosy 代表取締役社長	2023年12月1日 (予定)

②当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	竹谷 祐哉	当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席いたしました。出席した取締役会では、上場企業における事業経営者としての豊富な経験から、助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。 また、取締役の選任や報酬の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に諮問機関として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。
社外取締役	増山 雅美	当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席いたしました。上場企業の管理部門及び監査役としての豊富な経験から、助言・提言を行うほか、経営会議等の社内会議にも積極的に参加し、業務執行又は意思決定の透明性と客観性を担保し、健全な議論を牽引する役割を果たしております。 また、取締役の選任や報酬の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に諮問機関として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。
社外取締役	新浪 剛史	当事業年度開催の取締役会13回中11回に出席いたしました。出席した取締役会では、上場企業における事業経営者としての豊富な経験から、助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外監査役	向井 博	当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席、監査役会13回中13回に出席し、監査役としての長年の豊富な経験から、適宜発言を行っております。
社外監査役	江原 準一	当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席、監査役会13回中13回に出席し、監査役としての長年の豊富な経験から、適宜発言を行っております。
社外監査役	池田 康太郎	当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席、監査役会13回中13回に出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款第30条第2項及び第41条第2項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役及び監査役です。当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって保険会社が補填するものであり、1年ごとに更新しております。なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにする措置を講じております。

5.会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	43,900千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,900千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、関係部門及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に会計監査人が該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した理由と、解任した旨を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6.業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため並びにその他会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

I.業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①法令等遵守体制の構築を目的としてコンプライアンス規程を定め、取締役を責任者として高い倫理観とコンプライアンス精神浸透のための社員教育を実施し、法令等遵守体制の充実に努めております。
- ②内部監査につきましては、代表取締役直轄の内部監査室が内部監査業務を実施しており、当社取締役及び使用人による職務の執行の手続き等の妥当性を適切に監査し、法令等遵守体制の強化に寄与しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行います。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は取締役をリスク管理担当者とし、経営会議構成メンバー、内部監査室、コンプライアンス委員会と情報共有を行うことでリスクの早期発見と未然防止に努めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は取締役会を定期的に月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しております。
- ②取締役及び執行役員、事業部長による経営会議を毎週1回開催し、取締役会で決定された予算や戦略・方針に基づき、その業務執行の進捗状況について議論し、意思決定を行っております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より、当社の内部監査室に監査業務に必要な事項を指示することができる体制、及び命令を受けた職員がその命令に関して、取締役からの指揮命令を受けない体制を整備しております。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会に対し、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす可能性のある事項及び内部監査の実施状況等を速やかに報告する体制を整備しております。また、取締役及び使用人は、監査役より情報の提供を求められた際は、業務執行等の情報を遅延なく報告する体制を整備しております。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役との間で定期的に意見交換を行い、監査役監査に必要なかつ適切な環境を整備しております。

II.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では上記の内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ①コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、経営チェック機能の強化に努めております。
- ②反社会的勢力に対しては警察、弁護士等の外部機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応を図っております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,903,611	流動負債	3,739,925
現金及び預金	5,734,898	短期借入金	533,716
売掛金	1,100,600	未払金	1,028,110
未収入金	971,553	未払法人税等	127,167
営業投資有価証券	38,549	預り金	1,227,298
その他	78,264	契約負債	429,884
貸倒引当金	△20,254	その他	393,748
固定資産	2,091,409	固定負債	216,039
有形固定資産	62,815	長期借入金	163,189
建物	53,262	その他	52,850
工具、器具及び備品	9,552	負債合計	3,955,964
無形固定資産	1,250,243	(純資産の部)	
のれん	1,239,952	株主資本	5,758,718
その他	10,290	資本金	2,751,307
投資その他の資産	778,351	資本剰余金	2,709,307
繰延税金資産	186,480	利益剰余金	298,273
その他	598,223	自己株式	△169
貸倒引当金	△6,352	その他の包括利益累計額	25,690
		その他有価証券評価差額金	25,690
		新株予約権	231,102
		非支配株主持分	23,545
		純資産合計	6,039,056
資産合計	9,995,020	負債・純資産合計	9,995,020

連結損益計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	13,210,655
売上原価	7,068,256
売上総利益	6,142,399
販売費及び一般管理費	4,988,862
営業利益	1,153,536
営業外収益	99,174
預り金失効益	88,146
為替差益	8,050
その他	2,978
営業外費用	14,371
支払利息	4,001
持分法による投資損失	7,555
出資金運用損	2,191
その他	623
経常利益	1,238,339
特別損失	31,192
投資有価証券評価損	31,192
税金等調整前当期純利益	1,207,146
法人税等合計	126,401
法人税、住民税及び事業税	154,061
法人税等調整額	△27,659
当期純利益	1,080,745
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△15,829
親会社株主に帰属する当期純利益	1,096,574

計算書類

貸借対照表 (2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,427,367	流動負債	3,487,266
現金及び預金	5,463,615	短期借入金	500,000
売掛金	906,559	未払金	877,036
未収入金	968,412	未払費用	213,704
営業投資有価証券	38,549	未払法人税等	120,074
その他	63,067	契約負債	416,934
貸倒引当金	△12,836	預り金	1,213,807
固定資産	2,227,315	その他	145,709
有形固定資産	62,815	固定負債	47,750
建物	53,262	資産除去債務	47,750
工具、器具及び備品	9,552	負債合計	3,535,016
無形固定資産	91,013	(純資産の部)	
のれん	80,995	株主資本	5,862,873
ソフトウェア	10,017	資本金	2,751,307
投資その他の資産	2,073,487	資本剰余金	2,709,307
関係会社株式	1,582,161	資本準備金	2,709,307
繰延税金資産	186,480	利益剰余金	402,428
その他	305,451	その他利益剰余金	402,428
貸倒引当金	△604	オープンイノベーション促進積立金	252,315
		繰越利益剰余金	150,113
		自己株式	△169
		評価・換算差額等	25,690
		その他有価証券評価差額金	25,690
		新株予約権	231,102
資産合計	9,654,683	純資産合計	6,119,666
		負債・純資産合計	9,654,683

損益計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	12,023,954
売上原価	6,253,153
売上総利益	5,770,801
販売費及び一般管理費	4,519,298
営業利益	1,251,502
営業外収益	102,925
為替差益	8,050
預り金失効益	88,146
その他	6,729
営業外費用	5,300
支払利息	2,693
出資金運用損	2,191
その他	415
経常利益	1,349,127
特別利益	12,230
抱合せ株式消滅差益	12,230
特別損失	56,187
投資有価証券評価損	31,192
関係会社株式評価損	24,994
税引前当期純利益	1,305,170
法人税等合計	113,056
法人税、住民税及び事業税	140,716
法人税等調整額	△27,659
当期純利益	1,192,113

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年11月20日

株式会社クラウドワークス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島村 哲
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 根本 知香
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クラウドワークスの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クラウドワークス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年11月20日

株式会社クラウドワークス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島村 哲
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 根本 知香
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クラウドワークスの2022年10月1日から2023年9月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役等と意思疎通並びに情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況及び監査上の主要な検討事項について報告を受け、必要に応じて説明を求め協議を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等にしがたって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書並びに当連結会計年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月21日

株式会社クラウドワークス監査役会

常勤監査役（社外監査役） 向 井 博 ㊟

社外監査役 江 原 準 一 ㊟

社外監査役 池 田 康太郎 ㊟

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会）の開催が可能となりました。当社におきましても、遠隔地の株主さま等多くの株主の皆さまが出席しやすくすることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、国民生活に甚大な影響を与える新型コロナウイルス感染症などの感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条第2項の新設を行うものであります。

なお、当社は、当該変更にあたり、経済産業大臣及び法務大臣によって経済産業省令・法務省令で定める上記の要件に該当する旨の確認を受けております。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(株主総会の招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3カ月内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。	(株主総会の招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3カ月内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 <u>2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
(新設)	

株主総会参考書類

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、次の8名の取締役（うち社外取締役4名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任 よしだこういちろう 吉田浩一郎 （1974年11月16日生）	1999年3月 東京学芸大学教育学部卒業 1999年4月 パイオニア株式会社入社 2001年1月 リードエグジビジョンジャパン株式会社入社 2005年2月 株式会社ドリコム入社 2007年10月 株式会社ZOOEE設立 代表取締役社長（現任） 2011年11月 当社設立 代表取締役社長兼CEO（現任） 2018年3月 株式会社電縁 取締役	3,738,840株
2	再任 おおるいこういち 大類光一 （1979年4月18日生）	2002年3月 関西学院大学経済学部卒業 2002年4月 日本電気株式会社入社 2006年12月 株式会社リクルート入社 2015年4月 当社 入社 2017年4月 当社 執行役員兼ビジネスディベロプメントDiv.ゼネラルマネージャー 2018年8月 株式会社電縁 取締役 2018年12月 当社 取締役 2020年8月 株式会社graviee 代表取締役 2022年4月 当社 取締役常務執行役員（現任）	31,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	再任 つきいたかつく 月井貴紹 (1975年1月11日生)	1999年3月 会津大学大学院コンピューター理工学研究科修士課程修了 1999年4月 株式会社日立テレコムテクノロジー (現株式会社日立製作所) 入社 2000年11月 株式会社エムティーアイ入社 2002年6月 日本エンタープライズ株式会社入社 2013年4月 株式会社andOne 取締役 2013年6月 株式会社フォー・クオリア 取締役 2014年11月 株式会社社会津ラボ 取締役 2014年12月 日本エンタープライズ株式会社 執行役員 2015年7月 株式会社プロモート 取締役 2017年3月 交通情報サービス株式会社 取締役 2018年2月 当社 入社 2019年5月 当社 執行役員 2019年11月 株式会社ブレーションパートナー 監査役 2019年11月 株式会社graviee 監査役 2019年11月 株式会社ビズアシ 監査役 2020年12月 当社 取締役 2021年10月 コデアル株式会社 取締役 2022年4月 当社 取締役執行役員 (現任) 2022年10月 Peaceful Morning株式会社 取締役 (現任) 2023年4月 株式会社シューマツワーカー 監査役 (現任)	3,100株
4	再任 のむらしんいち 野村真一 (1979年5月11日生)	2002年3月 慶應義塾大学総合政策学部卒業 2002年4月 エンサイト株式会社入社 2010年2月 株式会社一騎設立 代表取締役社長 2011年11月 当社設立 取締役 2022年4月 当社 取締役執行役員 (現任) 2023年4月 株式会社グルト 代表取締役 (現任)	345,000株

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	再任 独立 たけたにゆうや 竹谷祐哉 (1989年3月4日生)	2011年3月 早稲田大学創造理工学部卒業 2011年4月 グリー株式会社入社 2013年1月 株式会社Gunosy入社 2013年8月 同社 取締役 2016年8月 同社 代表取締役社長 (現任) 2018年12月 当社 社外取締役 (現任)	なし
6	再任 独立 ますやまさみ 増山雅美 (1949年6月1日生)	1974年3月 早稲田大学大学院理工学研究科 修士課程修了 1974年4月 株式会社第二精工舎 (現セイコーインスツル株式会社) 入社 2003年3月 同社 EDA事業部長 2004年2月 株式会社ジーダット入社 2005年6月 同社 取締役、経営企画室長 2013年3月 株式会社ネットマーケティング入社 2013年6月 同社 執行役員、管理本部長 2017年9月 同社 監査役 2019年5月 同社 非常勤監査役 2019年10月 株式会社ハイブリッドテクノロジーズ 社外取締役 2019年12月 当社 社外取締役 (現任)	なし
7	再任 独立 にいなみたけし 新浪剛史 (1959年1月30日生)	1981年4月 三菱商事株式会社 入社 1991年6月 ハーバード大学経営大学院 修了 1995年6月 ソデックスコーポレーション(現株式会社LEOC)代表取締役社長 2002年5月 株式会社ローソン 代表取締役社長CEO 2014年5月 同社 取締役会長 2014年10月 サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長 (現任) 2021年12月 当社 社外取締役 (現任) 2023年4月 経済同友会 代表幹事 (現任)	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	新任 独立 <small>かつきゆか</small> 香月由嘉 (1966年6月30日生)	1989年7月 CSファースト・ボストン証券会社 (現クレディ・スイス証券株式会社) 投資銀行部門アナリスト 1998年7月 ドイツ証券株式会社 (現ドイツ証券株式会社) 資本市場部ヴァイス・プレジデント 2002年2月 HSBC証券株式会社プライベートエクイティ部アソシエイト・ディレクター 2007年7月 ポラリス・プリンシパルファイナンス株式会社 (現ポラリス・キャピタル・グループ株式会社) マネージングディレクター 2009年12月 ネクステージ株式会社監査役 2016年12月 ニューホライズンキャピタル株式会社 マネージングディレクター 弁護士登録 2019年10月 みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社企画管理部長 2021年12月 同社戦略投資部長兼企画管理部部長 2022年12月 株式会社ペアキャピタル社外取締役 (現任) 2023年1月 ギフトホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2023年2月 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ・株式会社きらぼし銀行 リーガルカウンシル (現任)	なし

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹谷祐哉氏、増山雅美氏、新浪剛史氏及び香月由嘉氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は竹谷祐哉氏、増山雅美氏及び新浪剛史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、香月由嘉氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 竹谷祐哉氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。増山雅美氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。新浪剛史氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
4. 竹谷祐哉氏を社外取締役候補者とした理由は、IT事業会社における代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しているためです。その経験、知見により当社の経営を監督していただくとともに、当社の事業戦略に必要な助言を頂戴することにより、長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。
5. 竹谷祐哉氏は、2023年11月16日開催の株式会社Gunosyの取締役会において代表取締役社長の異動が決議されたことに伴い、2023年12月1日付で同社の取締役となる予定であります。
6. 増山雅美氏を社外取締役候補者とした理由は、上場会社の管理部門における幅広い経験、及び監査役としての経験を有しているためです。その豊富な経験、知見により、当社の管理体制強化及びコーポレートガバナンス向上に必要な助言をいただくことで、長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。
7. 新浪剛史氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に渡り、複数の大企業の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しているためです。その豊富な経験、知見により当社の経営を監督していただくとともに、今後事業規模を拡大していくにあたり必要な助言を頂戴することにより、長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。
8. 香月由嘉氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての高度かつ専門的な知識、投資会社における豊富な職務経験を有しているためです。その経験、知見により当社の経営を監督していただくとともに、今後事業規模を拡大していくにあたり必要な助言を頂戴することにより、長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。

株主総会参考書類

9. 当社は竹谷祐哉氏、増山雅美氏及び新浪剛史氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第30条第2項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。3氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、新任取締役候補者の香月由嘉氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
10. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員 の状況 (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案候補者の選任が承認されますと、当該保険契約に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

当社は、取締役及び監査役の選任にあたり、取締役会が備えるべきスキル・ノウハウ及び多様性等について、各候補者の経験や実績に基づき、指名・報酬委員会にて検証及び答申のうえ、選任しております。

本議案の承認が得られた場合、新任候補者を含む取締役及び監査役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	当社における 役職 (予定)	企業 経営	事業経験 ・業界知識	プロダクト ・技術	投資 ・M&A	財務 ・会計	法務・ リスクマネ ジメント	人材 開発	ESG・ サステナビ リティ
吉田 浩一郎	代表取締役社長	●	●	●	●				●
大類 光一	取締役	●	●		●			●	
月井 貴紹	取締役	●	●	●		●	●		
野村 真一	取締役	●	●	●					●
竹谷 祐哉	社外取締役	●	●	●	●				
増山 雅美	社外取締役	●				●	●		
新浪 剛史	社外取締役	●			●	●	●	●	●
香月 由嘉	社外取締役	●			●	●	●		●
向井 博	常勤社外監査役	●	●				●	●	
江原 準一	社外監査役					●	●		
池田 康太郎	社外監査役						●		

(注) 当社の指名・報酬委員会は、吉田浩一郎、竹谷祐哉、増山雅美の3名で構成しております。

第3号議案 当社と株式会社グルトとの吸収合併契約承認の件

1. 合併を行う理由

当社の完全子会社である株式会社グルト（以下「グルト」といいます。）は、オンラインでの月額定額決済・サービス販売をサポートする決済プラットフォーム「メンバーペイ」を運営しております。

当社は、当社事業とメンバーペイ事業の更なる連携強化、経営資源の集中及び業務効率化を目的として、2023年11月9日開催の取締役会において、当社を存続会社、グルトを消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施することを決議し、合併契約を締結いたしました。

なお、本合併に伴い、当社においては合併差損が生じることが見込まれます。つきましては、本議案において、合併契約についてご承認いただきたく存じます。

2. 合併契約の内容の概要

当社及びグルトが2023年11月9日付で締結した合併契約の内容は、次のとおりであります。

合併契約書（写）

株式会社クラウドワークス（以下「甲」という。）及び株式会社グルト（以下「乙」という。）とは、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）する。

（効力発生日）

第2条 効力発生日は、2024年1月1日とする。ただし、手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議のうえ、期日を変更することができる。

（合併対価の交付及び割当て）

第3条 甲は、本合併に際して、乙の株主に対して金銭等（会社法第151条に定める意義を有する。）の交付は行わない。

（増加すべき資本金及び準備金の額等）

第4条 甲は、本合併に際して、資本金及び準備金の額の増加は行わない。

（合併承認決議）

第5条 甲は2023年12月21日に開催する定時株主総会、乙は2023年11月9日に開催する定時株主総会において、本契約の承認決議及び合併に必要な事項についての決議を求めるものとする。

株主総会参考書類

(権利義務全部の承継)

第6条 甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

2 2023年9月30日から効力発生日までの資産、負債及び権利義務の変更について、その内容を別に計算書を添付して甲に明示するものとする。

(会社財産の善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲又は乙で協議のうえ、これを実行する。

(合併の条件の変更)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙間でそれぞれ協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第9条 甲乙間の契約は、甲及び乙の適法な機関決定並びに法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、それぞれの効力を失うものとする。

(協議事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙間で協議のうえ、これを定める。

以上、本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が本書を保有し、乙は原本の写しを保有する。電磁的方法による締結の場合は、本書の電磁的記録を作成し、甲乙合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保有する。

2023年11月9日

甲 : 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社クラウドワークス
代表取締役 吉田 浩一郎 (印)

乙 : 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社グルト
代表取締役 野村 真一 (印)

3. 会社法施行規則第191条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、吸収合併消滅会社であるグルトの発行済株式の全部を保有しているため、本合併により株式その他の対価の交付は行いません。また、本合併による当社の資本金の額及び資本準備金の額の増額はありません。

(2) グルトの最終事業年度に係る計算書類等の内容

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の定めにより、グルトの最終事業年度に係る計算書類等の内容は、交付書面から省略しています。

(3) グルトの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事項

該当事項はありません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事項

該当事項はありません。

以 上



定時株主総会の模様をウェブサイトにてライブ中継いたします。

ウェブサイトの「株主総会」ページよりご覧ください。

https://crowdworks.co.jp/ir/stockholders_meeting/

ライブ中継のご案内

公開日時 2023年12月21日（木曜日）午前9時30分から

※会場後方からの撮影とし、ご出席株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

- ご注意事項**
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
 - ・当社ウェブサイトやライブ中継、映像をご視聴いただくための通信料につきましては、各個人のご負担となります。
 - ・快適にご視聴いただくために、スマートフォンやタブレットでご視聴いただく方は、Wi-Fi環境でのご利用を推奨いたします。
 - ・ご視聴には、事前登録が必要です。上掲のURLにアクセスいただき、記載内容にしたがい事前登録及びご準備をお願いいたします。

株主総会会場ご案内図

会場

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

エビスバルビル [EVENT SPACE EBiS303]

『カンファレンススペースB、C』5階

0120-303-557（代表）

交通のご案内

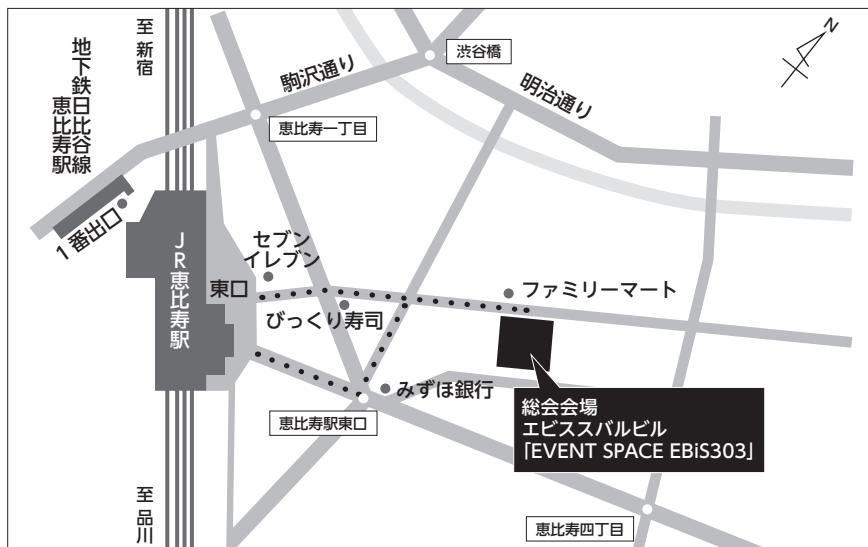
○JR恵比寿駅東口から

徒歩約3分

○地下鉄日比谷線恵比寿駅1番出口から

徒歩約4分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



電子提供措置の開始日2023年11月29日

第12期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

連結株主資本等変動計算書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
株式会社グルトの最終事業
年度に係る計算書類等の内容

(2022年10月1日から2023年9月30日まで)

株式会社クラウドワークス

連結株主資本等変動計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
当期首残高	2,697,177	2,655,177	△798,301	△120		4,553,932
当期変動額						
新株の発行	54,130	54,130				108,260
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,096,574			1,096,574
自己株式の取得				△49		△49
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	54,130	54,130	1,096,574	△49		1,204,785
当期末残高	2,751,307	2,709,307	298,273	△169		5,758,718

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	22,217	22,217	90,091	-	4,666,240
当期変動額					
新株の発行					108,260
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,096,574
自己株式の取得					△49
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	3,472	3,472	141,011	23,545	168,029
当期変動額合計	3,472	3,472	141,011	23,545	1,372,815
当期末残高	25,690	25,690	231,102	23,545	6,039,056

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 Peaceful Morning株式会社、株式会社シューマツワーカー

当連結会計年度より、Peaceful Morning株式会社及び株式会社シューマツワーカーの株式を取得したことに伴い、当該会社を連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、当社の連結子会社であったコデアル株式会社は当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社

主要な非連結子会社の名称 株式会社グルト

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法適用会社はありません。

当連結会計年度において、持分法適用関連会社であった株式会社OPSIONの株式を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社等の名称 株式会社グルト

持分法を適用しない理由 持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社シューマツワーカーの決算日は6月30日であるため、連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 3～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間にわたり均等償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における各履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依りて）収益を認識する。

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。なお、取引に関する支払条件は、短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。また、取引の対価に変動対価は含まれておりません。

・マッチング事業

マッチング事業では、主にインターネット上でクライアントとワーカーをマッチングするサービスの提供を行っております。

i. ダイレクトマッチング事業

1 顧客との契約に基づく主な義務の内容

仕事を依頼したい企業（クライアント）と働きたい個人（ワーカー）をインターネット上で直接マッチングするプラットフォームサービスを運営し、成果物の納品・検収を仲介する義務があります。

2 1の義務に係る収益を認識する通常の時点

ワーカーからクライアントへ成果物の納品又は役務の提供が行われることにより、履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ii. エージェントマッチング事業

1 顧客との契約に基づく主な義務の内容

専任スタッフが企業（クライアント）と働きたい個人（ワーカー）のマッチングを支援する人材マッチングサービスを運営し、契約期間にわたりクライアントの発注業務に適したワーカーをマッチングし、業務遂行のサポートをする義務があります。

2 1の義務に係る収益を認識する通常の時点

契約期間にわたりサービス提供をするにつれて顧客が便益を享受し、履行義務が充足されることから、一定期間にわたり収益を認識しております。

・ビジネス向けSaaS事業
ビジネス向けSaaS事業では、期間契約によりサービス提供を行うクラウド型のサービスツールの提供を行っております。

- 1 顧客との契約に基づく主な義務の内容
サービス提供契約に基づき、自社で運営するクラウド型のサービスツールを提供し、契約期間にわたって顧客に利用可能な環境を提供する義務があります。
- 2 1の義務に係る収益を認識する通常の時点
契約期間にわたりクラウド型のサービスツールを運営するにつれて顧客が便益を享受し、履行義務が充足されることから、一定期間にわたり収益を認識しております。

会計方針の変更に係る注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当該会計基準適用指針の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に係る注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払利息」及び「出資金運用損」は、当連結会計年度において金額的重要性が増したため区分掲記いたしました。

会計上の見積りに関する注記

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 1,239,952千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんは、被取得企業の事業計画に基づき算定された企業価値を基礎とした取得原価が、企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の純額を上回った場合に、その超過額を計上しております。また、一部の場合を除き、株式取得の対価の算定にあたり、企業価値の評価を行うために企業価値評価の専門家を利用しております。当社グループでは、子会社の事業計画の達成可能性に疑義が生じるなど超過収益力の毀損が認められる場合には、相当の減額を行うこととしております。

のれんの評価における重要な見積りは子会社の事業計画に基づく超過収益力であり、その重要な仮定は、将来売上高の成長率です。

重要な仮定である事業計画における将来売上高の見積りの不確実性が高く、予測不能な事態の発生により、子会社の事業計画の遂行が困難な状況となり超過収益力の毀損が認められた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 186,480千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末において税務上の欠損金が存在していることから、翌連結会計年度以降の課税所得の見積額に基づいて翌連結会計年度以降の一時差異等のスケジューリングを行い、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

繰延税金資産の回収可能性における重要な見積りは当社グループの事業計画に基づく課税所得であり、その重要な仮定は、将来売上高の成長率です。

重要な仮定である事業計画における将来売上高の見積りの不確実性が高く、予測不能な事態の発生により、将来売上高が変動することに伴い課税所得の見積額が変動し、回収可能な繰延税金資産の金額が変動する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

当座貸越契約

当社グループは、運転資金の安定的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,900,000千円
借入実行残高	500,000千円
差引額	2,400,000千円

有形固定資産の減価償却累計額 61,984千円

連結損益計算書に関する注記

投資有価証券評価損

当社グループが保有する投資有価証券について、取得価額に比べて実質価額が著しく下落したため、減損処理を実施したものであります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,509,960株

2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 195,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は取引先の信用リスクに晒されております。

未収入金は取引先の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券及び投資有価証券は、信用リスク及び価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び預り金は流動性リスクに晒されております。

借入金、運転資金及び事業投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、経理規程及び債権管理規程に従い、コーポレート本部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

②価格変動リスクの管理

当社グループは、営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは利益計画に基づきコーポレート本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因をおりこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
営業投資有価証券	38,549	38,549	—
資産計	38,549	38,549	—

(※1)「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「短期借入金」、「未払金」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)「長期借入金」については、重要性が乏しいことから、注記を省略しております。

(※3)市場価格のない株式等は、「営業投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	262,907
出資金	201,569

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	マッチング 事業	ビジネス向け SaaS事業	その他事業	計
売上高				
一時点で移転される財又はサービス	2,090,272	9,918	669	2,100,860
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	10,664,902	411,711	-	11,076,613
顧客との契約から生じる収益	12,755,174	421,630	669	13,177,474
その他の収益	-	-	33,181	33,181
外部顧客への売上高	12,755,174	421,630	33,850	13,210,655

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上「売掛金」に含まれております。契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った対価であります。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	854,276	1,100,600
契約負債	294,306	429,884

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

1. Peaceful Morning株式会社

当社は、2022年10月14日付でPeaceful Morning株式会社の全株式を取得し、同社を完全子会社化しております。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：Peaceful Morning株式会社

事業の内容：RPAに関する専門メディア「RPA HACK」の運営、RPA開発者育成サービス「Robo Runner」、RPA・ローコードプロフェッショナルマッチングプラットフォーム「RPA HACKフリーランス」の提供など

②企業結合を行った主な理由

当社グループは、インターネットを活用して個人が報酬を得るための仕組みであるクラウドソーシングを中心としたオンライン人材マッチング事業を展開し、個人やフリーランスの報酬を得る機会の拡大や信用を蓄積し活用する仕組みの拡充を目指しております。

Peaceful Morning株式会社は、RPA・ローコードによってDXを推進するために様々なサービス運営を行っております。2018年に「RPA HACK」をリリースし、RPAに関する専門メディアとしてRPAカオスマップ、ホワイトペーパー等の業界情報の発信を行ってきました。その後価値提供の領域を広げ、RPA・ローコードの導入・開発から運用・発展までの全域のサービスを提供しております。特に大企業を中心としたDX人材不足の解消、内製化のニーズが高まる中、Peaceful Morning株式会社の提供するRPA・ローコードエンジニア、きめこまやかなサポートサービスの需要はますます高まっております。

DX化が加速する昨今の状況において、Peaceful Morning株式会社を子会社化することでより積極的な事業拡大と当社ビジョンの実現が加速すると考えております。

③企業結合日

2022年10月14日（みなし取得日 2022年10月1日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率
100.0%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が、現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2022年10月1日から2023年9月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	139,999千円
取得原価		139,999千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザーに対する報酬・手数料等 12,842千円

(5) 企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及び今後の会計処理方針

①条件付き取得対価の内容

業績の達成度合い等に応じて、条件付取得対価（アーンアウト対価）60,000千円を支払う契約を締結しております。

②今後の会計処理方針

取得対価の増額が発生した場合には、取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正処理する方針です。

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額
136,965千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

8年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	81,361千円
固定資産	899千円
資産合計	82,261千円
流動負債	50,540千円
固定負債	28,687千円
負債合計	79,227千円

2.株式会社シューマツワーカー

当社は、2023年4月5日付で株式会社シューマツワーカーの株式を既存株主からの譲り受け及び第三者割当増資の引き受けにより取得し、同社を連結子会社化しております。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社シューマツワーカー

事業の内容：副業マッチングプラットフォームの運営

②企業結合を行った主な理由

当社は「個のためのインフラになる」をミッションに、新しい働き方の選択肢を社会に提供すべく、企業と個人とをオンライン上でつなぐ人材マッチングプラットフォームの拡大に努めてまいりました。現在当社のプラットフォームに登録するクライアント企業は93.3万社、登録ワーカーは588.6万人を突破し、人材マッチング市場のリーディングカンパニーとしての地位を確立しております。また昨今、企業や個人の働き方に関する価値観の多様化に伴い、外部の専門人材（副業者・フリーランス）を活用する企業の増加や、副業に取り組むワーカーが増加するなど、副業市場が活発化しております。特に、ハイスキルな副業者に特化した新たなサービス「クラウドリンクス」においては、大手企業に勤めるハイスキル副業人材の登録が11万人を突破するなど急成長を遂げております。

株式会社シューマツワーカーは2016年の設立以来、「ハタラクを自由化し人生の可能性を広げる」をミッションに新しい働き方を安定化／一般化すべく、優秀な副業人材と企業とをマッチングするプラットフォームを運営し、新しい日本のライフスタイルを創出しています。

当社は株式会社シューマツワーカーをグループ会社として迎えることにより、当社が注力する副業領域でのクライアントに対してより幅広い人材の提供が可能になることに加え、ワーカーに対してもより多くの働く機会を提供する事が可能になり、当社のビジョンである「世界で最もたくさんの人に報酬を届ける会社になる」の実現と収益機会の拡大に寄与すると考えております。

以上により、株式会社シューマツワーカーをグループ会社として迎えることが中長期的な当社の副業領域における事業基盤の強化や事業価値向上に繋がるものと判断し、同社の子会社化を決定いたしました。

なお、当社の過去3年間の経営改善ノウハウを投下し、「投資先行赤字型経営」から「生産性向上による黒字再投資型経営」へ早期の移行を図ってまいります。

③企業結合日

2023年4月5日（みなし取得日 2023年4月1日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

62.67%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2023年4月1日から2023年9月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,159,911千円
取得原価		1,159,911千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 6,500千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

1,093,801千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

- ③償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	401,959千円
固定資産	24,117千円
資産合計	426,077千円
流動負債	274,297千円
固定負債	196,947千円
負債合計	471,244千円

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	372円95銭
1 株当たり当期純利益	71円23銭

重要な後発事象に関する注記

(非連結子会社の吸収合併)

当社は、2023年11月9日開催の取締役会決議に基づき、2024年1月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社グルトを吸収合併する合併契約を締結いたしました。

(1) 合併の目的

当事業と株式会社グルトが運営するメンバーペイの更なる連携強化、またグループにおける経営の効率化及び経営資源の有効活用を目的として、吸収合併することといたしました。

(2) 合併の要旨

①合併の日程

取締役会決議日 : 2023年11月9日

吸収合併契約締結日 : 2023年11月9日

吸収合併効力発生日 : 2024年1月1日 (予定)

②合併の方式

当社を吸収合併存続会社、株式会社グルトを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式で、株式会社グルトは効力発生日をもって解散いたします。

③合併に係る割当ての内容

当社完全子会社の吸収合併であるため、本合併による新株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

④合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(3) 被合併法人の概要（2023年9月30日現在）

名称	株式会社グルト
事業内容	オンラインサブスク決済サービスの運営
所在地	東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー6階
代表者の役職・氏名	代表取締役 野村 真一
資本金の額	27,631千円
純資産の額	1,750千円
総資産の額	98,808千円
売上高の額	45,158千円
当期純損失の額（△）	△18,156千円

(4) 合併後の状況

本合併後の当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期について変更はありません。

(5) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

株主資本等変動計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	オープンイ ノベーション 促進積立金	繰越利益剰余 金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,697,177	2,655,177	2,655,177	-	△789,684	△789,684	△120	4,562,548
当期変動額								
新株の発行	54,130	54,130	54,130					108,260
当期純利益					1,192,113	1,192,113		1,192,113
自己株式の取得							△49	△49
オープンイノベー ション促進積立金の積立				252,315	△252,315	-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	54,130	54,130	54,130	252,315	939,798	1,192,113	△49	1,300,325
当期末残高	2,751,307	2,709,307	2,709,307	252,315	150,113	402,428	△169	5,862,873

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	22,217	22,217	90,091	4,674,857
当期変動額				
新株の発行				108,260
当期純利益				1,192,113
自己株式の取得				△49
オープンイノベーション促進積立金の積立				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,472	3,472	141,011	144,484
当期変動額合計	3,472	3,472	141,011	1,444,809
当期末残高	25,690	25,690	231,102	6,119,666

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以後取得の建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 3～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間にわたり均等償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における各履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。なお、取引に関する支払条件は、短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。また、取引の対価に変動対価は含まれておりません。

・マッチング事業

マッチング事業では、主にインターネット上でクライアントとワーカーをマッチングするサービスの提供を行っております。

i. ダイレクトマッチング事業

1 顧客との契約に基づく主な義務の内容

仕事を依頼したい企業（クライアント）と働きたい個人（ワーカー）をインターネット上で直接マッチングするプラットフォームサービスを運営し、成果物の納品・検収を仲介する義務があります。

2 1の義務に係る収益を認識する通常の時点

ワーカーからクライアントへ成果物の納品又は役務の提供が行われることにより、履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ii. エージェントマッチング事業

1 顧客との契約に基づく主な義務の内容

専任スタッフが企業（クライアント）と働きたい個人（ワーカー）のマッチングを支援する人材マッチングサービスを運営し、契約期間にわたりクライアントの発注業務に適したワーカーをマッチングし、業務遂行のサポートをする義務があります。

2 1の義務に係る収益を認識する通常の時点

契約期間にわたりサービス提供をするにつれて顧客が便益を享受し、履行義務が充足されることから、一定期間にわたり収益を認識しております。

・ビジネス向けSaaS事業

ビジネス向けSaaS事業では、期間契約によりサービス提供を行うクラウド型のサービスツールの提供を行っております。

1 顧客との契約に基づく主な義務の内容

サービス提供契約に基づき、自社で運営するクラウド型のサービスツールを提供し、契約期間にわたって顧客に利用可能な環境を提供する義務があります。

2 1の義務に係る収益を認識する通常の時点

契約期間にわたりクラウド型のサービスツールを運営するにつれて顧客が便益を享受し、履行義務が充足されることから、一定期間にわたり収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当該会計基準適用指針の適用が計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 1,582,161千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は市場価格のない株式であり、超過収益力等を反映した取得原価をもって貸借対照表価額としております。当社では、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下し、実質価額について、事業計画等入手し回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、相当の減額を行うこととしております。

関係会社株式の評価における重要な見積りは発行会社の事業計画に基づく超過収益力等であり、その重要な仮定は、将来売上高の成長率です。

重要な仮定である事業計画における将来売上高の見積りの不確実性が高く、予測不能な事態の発生により、株式発行会社の事業計画の遂行が困難な状況となり将来の業績回復が見込めなくなった場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 186,480千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度末において税務上の欠損金が存在することから、翌事業年度以降の課税所得の見積額に基づいて翌事業年度以降の一時差異等のスケジューリングを行い、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

繰延税金資産の回収可能性における重要な見積りは当社の事業計画に基づく課税所得であり、その重要な仮定は、将来売上高の成長率です。

重要な仮定である事業計画における将来売上高の見積りの不確実性が高く、予測不能な事態の発生により、将来売上高が変動することに伴い課税所得の見積額が変動し、回収可能な繰延税金資産の金額が変動する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

当座貸越契約

当社は、運転資金の安定的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,900,000千円
借入実行残高	500,000千円
差引額	2,400,000千円

有形固定資産の減価償却累計額 61,984千円

関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	3,598千円
短期金銭債務	244千円

損益計算書に関する注記

関係会社に対する取引高

営業取引による取引高

売上高	4,907千円
売上原価	一千円
販売費及び一般管理費	819千円
営業取引以外の取引による取引高	5,004千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式

124株

税効果会計に関する注記
繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	167,766千円
投資有価証券評価損	34,077千円
営業投資有価証券評価損	30,392千円
資産除去債務	14,621千円
未払事業税	14,084千円
貸倒引当金	4,115千円
株式報酬費用	66,643千円
フリーレント賃料	10,978千円
その他	8,962千円
繰延税金資産小計	<u>351,643千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	一千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△ 135,350千円</u>
評価性引当額	<u>△ 135,350千円</u>
繰延税金資産合計	216,293千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△ 7,013千円
その他有価証券評価差額金	△ 11,337千円
その他	△ 11,462千円
繰延税金負債小計	<u>△ 29,813千円</u>
繰延税金資産の純額	186,480千円

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	379円67銭
1 株当たり当期純利益	77円43銭

重要な後発事象に関する注記

(非連結子会社の吸収合併)

「連結注記表(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

また、当該合併に伴い、翌事業年度において、抱合せ株式消滅差損として約164,390千円を特別損失に計上する見込みです。

株式会社グルトの最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症に対する行動規制や入国規制の緩和などにより国内の経済は持ち直しの兆候が見られる一方で、世界的な情勢不安による物価上昇や各国の金融政策などにより、国内外の経済の見通しは依然として不透明な状況が続いております。

このような中、政府は労働移動の円滑化を目的として、企業における副業者や兼業者の活用を推進する施策を実行し、またフリーランスを企業と同じ「独立した意思のある存在」として認める特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が2023年4月28日に成立しました。コロナ禍以降の企業や個人の働き方に関する価値観が更に変化し、企業による外部のフリーランスの活用増加や、新たに副業や兼業に取り組むクラウドワーカーの増加による雇用形態にとらわれない働き方がより一層広がりを見せる事が予想されます。

こうした流れを受け、従来のかたまりにとらわれない形で人材獲得を進めたい企業が増加しているほか、新しい働き方・新しい生活様式（ニューノーマル）に対応していく動きも広がっており、企業活動のデジタル化やそれに伴う外部の専門人材（フリーランス・副業者・兼業者）の受け入れ拡大、インターネットを介して働くクラウドワーカーの活用など、人材調達に関する企業ニーズが変化しはじめております。

このような状況のもと、当社は、中長期的な視野に立ち更なる飛躍を進めるべく、2022年4月にインターネットを活用して個人が報酬を得るための仕組みであるクラウドソーシングを中心としたオンライン人材マッチング事業を営む株式会社クラウドワークスの連結子会社となり、事業基盤の強化を進めてまいりました。

この結果、当期の売上高は45,158千円、営業損失は11,391千円、経常損失は17,976千円、当期純損失は18,156千円となりました。

(2) 資金調達についての状況

2023年4月28日に第三者割当てによる新株式を発行し、20,036千円を調達いたしました。

(3) 当事業年度の財産及び損益の状況

区分	第4期 (2020年9月期)	第5期 (2021年9月期)	第6期 (2022年9月期)	第7期 (当事業年度) (2023年9月期)
売上高 (千円)	30	12,098	24,402	45,158
経常損失 (△) (千円)	△9,231	△3,899	△11,468	△17,976
当期純損失 (△) (千円)	△9,411	△4,079	△11,648	△18,156
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△1,658.74	△718.90	△2,039.39	△2,835.87
総資産 (千円)	8,064	4,678	57,347	98,808
純資産 (千円)	△3,428	△7,507	△120	1,750
1株当たり純資産 (円)	△604.20	△1,323.10	△19.64	261.94

(4) 対処すべき課題

当社は、オンラインレッスンやオンラインサロンなど月額定額サービスの販売者を対象に、会員登録や利用料徴収、会員管理を行うプラットフォーム「メンバーペイ」を運営しております。また、世界的な情勢不安による物価上昇や各国の金融政策などにより、国内外の経済の見通しは依然として不透明な状況が続いておりますが、当社は事業成長を継続しながら生産性を向上させ、さらなる事業成長を図ることが重要と捉えております。

上記経営方針に伴い、当社が対処すべき主な課題としては、売上成長と利益創出の両立及び持続的な成長の実現のためにアクティブユーザー数の向上を図ることが重要と捉えております。

(5) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

事業区分	事業内容
マッチング事業	オンラインサブスク決済サービス

(6) 主要な営業所並びに使用人の状況

①主要な営業所 (2023年9月30日現在)

事業所名	所在地
本社	東京都渋谷区

②使用人の状況（2023年9月30日現在）

従業員数	前期末比増減
1名	1名増

※上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員数（アルバイト・パートタイマー・派遣社員）を含んでおらず、出向者を含んでおります。

（7）重要な親会社及び子会社の状況（2023年9月30日現在）

①親会社との関係

会社名	資本金	当社への議決権比率	主な事業内容
株式会社クラウドワークス	2,751,307千円	100%	クラウドソーシングサービスの運営

（人的・資本的關係）

当社の親会社である株式会社クラウドワークスは、当社の議決権の100%を所有しております。また、当社は親会社から出向者の派遣を受けております。

（親会社との間の取引に関する事項）

当社は、親会社等との取引に関して、市場情勢を勘案し交渉の上で決定しております。また、当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続きの正当性については問題ないものと考えております。

②子会社の状況

該当事項はありません。

（8）主要な借入先及び借入額（2023年9月30日現在）

該当事項はありません。

（9）その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2.会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2023年9月30日現在)

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
野村 真一	代表取締役	株式会社クラウドワークス 取締役兼執行役員

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
小田 祐万	2023年4月28日	辞任	代表取締役

(3) 社外役員に関する事項

該当事項はありません。

3.特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	98,808	流動負債	97,058
現金及び預金	18,607	未払金	1,723
預け金	82,276	未払消費税等	2,278
その他	496	預り金	92,847
貸倒引当金	△2,572	その他	208
		負債合計	97,058
		(純資産の部)	
		株主資本	1,750
		資本金	27,631
		資本剰余金	24,568
		資本準備金	24,568
		利益剰余金	△50,450
		その他利益剰余金	△50,450
		繰越利益剰余金	△50,450
		純資産合計	1,750
資産合計	98,808	負債・純資産合計	98,808

損益計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	45,158
売上原価	—
売上総利益	45,158
販売費及び一般管理費	56,549
営業損失	△11,391
営業外収益	163
その他	163
営業外費用	6,748
その他	6,748
経常損失	△17,976
税引前当期純損失	△17,976
法人税、住民税及び事業税	180
当期純損失	△18,156

株主資本等変動計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	資本剰余金		株主資本		株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	利益剰余金 その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	17,618	14,554	14,554	△32,293	△32,293	△120
当期変動額						
新株の発行	10,013	10,013	10,013		—	20,026
当期純損失				△18,156	△18,156	△18,156
当期変動額合計	10,013	10,013	10,013	△18,156	△18,156	1,870
当期末残高	27,631	24,568	24,568	△50,450	△50,450	1,750

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 引当金の計上基準

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における各履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するに依りて）収益を認識する。

なお、取引に関する支払条件は、短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。また、取引の対価に変動対価は含まれておりません。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 6,681株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 一株

3. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

261円94銭

1株当たり当期純損失

△2,835円87銭